

高知県商工団体連合会 NO.1049(54-43)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

県会議員選挙

アクション推薦候補

9人が当選しました

4月9日投票された高知県会議員選挙で、高知憲法アクションが推薦した候補者10人のうち9人が当選しました。

【当選者】(党派)(順位、得票数)

南国市選挙区(定数2)

岡田芳秀(共産)(② 4032)

高知市選挙区(定数15)

塚地佐智(共産)(⑥ 5460)

秦 愛(共産)(⑨ 5156)

坂本茂雄(県民)(⑩ 5035)

中根佐知(共産)(⑪ 4851)

田所裕介(県民)(⑭ 4058)

細木 良(共産)(⑮ 3928)

四万十市選挙区(定数2)

岡本和也(共産)(② 5170)

土佐清水市選挙区(定数1)

橋本敏男(県民)(① 4518)

*四万十市選挙区の石井孝氏(県民)は次点でした。
*党派 県民・県民の会

自民公認4人落選 22・19
共産1増5減

	党派別当選者数					改選前
	現	元	新	新議席(女性)		
自 民	18		1	19	1	22
共 産	3	1	2	6	3	5
公 明	1		2	3	1	2
立憲民主	1			1		1
国民民主						
参 政						
無 所 属	4	2	2	8	1	6
計	27	3	7	37	6	36

ビキニデー in 高知 5月開催

世界のヒバクシャと連帯し、核兵器禁止条約に参加する日本政府を求める「ビキニデー in 高知2023」(実行委員会主催)が5月5日から7日まで、高知県内で開かれます。マーシャル諸島政府「核問題委員会・教育普及担当」のエピリンさんが6日の特別交流会と7日の全体集会に参加し、マーシャル諸島が抱える核実験被害の問題を報告します。

5、6両日は「フィールドワーク幅多」。ビキニ被災者へのインタビュー、幅多ゼミOB・OGや顧問との懇談などを、1泊2日で行います。

特別交流会は6日午後6時から7時15分まで高知城ホール2階(高知市)で開かれます。エピリンさんの

世界のヒバクシャと連帯

報告、広島・福島からの報告が行われます。

全体集会は7日午前10時から午後3時半まで高知県立県民文化ホール・グリーンホール(高知市)で開かれます(オンライン併用)。エピリンさんとジャーナリストの笹島康仁さんが報告し、明星大学教授の竹峰誠一郎さんと詩人のアーサー・ピナードさんが講演。ビキニ被ばく船員訴訟、高知県原爆被爆者の会が報告します。

「フィールドワーク幅多」は参加費2万円、締め切りは4月10日。全体集会は参加費1500円(会場とオンライン同額、学生無料)、締め切りは4月20日。特別交流会は参加無料。

問い合わせ先=高知県原水協・電話088.(875) 3917

南国市・岡田芳秀氏、土佐清水市・橋本敏男氏の勝利は、市民と野党の共同が1人区、2人区でも自民党に打ち勝つことができることを示すものとなりました。



秦 愛



塚地佐智



岡田芳秀



田所裕介



中根佐知



坂本茂雄



橋本敏男



岡本和也



細木 良

統一地方選挙後半戦は、市議選が4月16日、町村議選が18日告示、23日投票です

高知市、宿毛市、奈半利町、田野町、土佐町、黒潮町など

憲法施行76周年県民の集い

「戦争を回避する道すじ」

—武力で平和は守れない—

■4月29日(土・祝)

14:00~16:00

■高知城ホール(4F)

■参加費 1,000円

(中高大学生は無料)

■前川喜平さん・プロフィール■

1955年 奈良県生まれ。

1979年 東京大学法学部卒業、文部省(現文部科学省)に入省。文化庁宗務課長、初等中等教育局財務課長、大臣官房長、初等中等教育局長などを経て、2016年文部科学事務次官。2017年 退官。

現在、現代教育行政研究会代表、日本大学文理学部講師。福島市と厚木市で自主夜間中学のスタッフも務める。

著書に『面従腹背』『権力は腐敗する』『コロナ期の学校と教育政策』など



反骨の人 前川喜平さんが語る (対面集会)

【要求運動の重点】急浮上した税務相談停止命令制度を阻止する共同に力を注いできました。衆参の財金委員に要請し、115万人分を超える緊急署名を国会に提出しました。日本共産党の議員団と連携した国会論戦で、命令制度の目的について「脱税指南によって不特定多数の者が脱税を行う等の行為を防止すること」と限定させました。さらに、命令処分を行うには、①税務相談の内容が脱税や不正還付を指南するものであるかといった要件の該当性について個別に確認した上で、②納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置を取る必要があるかどうかについて個別具体的な事実関係に基づいて判断する—という二重の制約が課されることをはじめ、命令処分が行政手続法の対象になり、処分の前に弁明の機会が付与されることを明らかにしたことは重要です。

【税務相談停止命令対策とインボイス中止のたたかい】納税者の権利を脅かす税務相談停止命令制度への対策を進めます。民商・全商連の自主申告運動は脱税や不正還付とは一切無縁です。仕訳や記帳の仕方、所得控除の変更点や申告書の書き方などを教え合うことは税理士法上も規制の対象外です。納めるべき税額は自分で計算し、申告する自主申告運動を組織的かつ自覚を引き出す取り組みへと発展させます。納税者の権利憲章制定とともに、税務相談や税務書類の作成を納税者同士が自由にできるよう税理士法の改正に力を合わせます。
*決議全文は「4/3商工新聞」に掲載されています。

税務相談停止命令制度とのたたかい ⑥

全商連常任理事会決議より関係部分抜粋